

加古川市、株式会社イトーヨーカ堂及び株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク
との地域活性化包括連携協定書

加古川市（以下「甲」という。）、株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）及び株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク（以下「丙」という。）は、地域課題の解決に向け、相互に連携して取り組むことにより、加古川市内における地域のより一層の活性化に資するため、以下のとおり、地域活性化包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域のより一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）地産地消と市産品の販路拡大に関する事
- （2）安全・安心なまちづくりに関する事
- （3）食育・健康増進に関する事
- （4）環境保全・リサイクルに関する事
- （5）子ども・青少年の育成に関する事
- （6）高齢者・障がい者の支援に関する事
- （7）市政情報及び観光情報の発信に関する事
- （8）地域活性化、市民サービスの向上に関する事
- （9）その他、甲、乙及び丙の協議により決定した事項に関する事

（定期協議）

第3条 甲、乙及び丙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲、乙及び丙が合意のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た他の当事者の秘密を、当該他の当事者の書面による承諾を得ることなく第三者（株式会社セブン&アイ・ホールディングスは除く）に開示、漏洩してはならない。

（本協定の見直し）

第5条 甲、乙及び丙のいずれかが、他の全ての当事者に対して本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うことができる。

（有効期間及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲、乙及び丙から他の全ての当事者に対し、書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、以降この例によるものとする。

2 甲、乙及び丙は、前項の定めにかかわらず、他の全ての当事者に対し、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

（反社会勢力の排除）

第7条 甲、乙及び丙は本協定に基づく連携により暴力団を利することとならないよう、第2条に定める事項の実施にあたり、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を排除するための必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙は、それぞれ署名又は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年10月28日

甲 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市
加古川市長 岡田康裕

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 三枝富博

丙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク
代表取締役社長 泉井清志